

高知県造林事業実施基準の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県造林事業実施基準</p> <p>[省略]</p> <p>1 事業の内容            (1)～(14) [省略]  <u>(15) 付帯施設等整備 (荒廃竹林整備)</u>  <u>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、(1)、(2)又は(4)から(10)のいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。</u>            (16) [省略]            (17) [省略]</p> <p>2 補助事業の採択要件            [省略]            (1)～(3) [省略]            (4) 付帯施設 (鳥獣害防止施設等)            ア <u>植栽の付帯施設として設置する場合</u>  <u>植栽とセットで森林環境保全整備事業計画等に計画されている場合であって、近隣の森林において鹿等の食害が発生又は食害の被害が予想される場合に実施すること。また、原則、植栽の補助申請と同時に手続きを行うこと。</u>  <u>[削除]</u></p> <p>イ 除伐又は間伐等の付帯施設として設置する場合            [省略]  <u>(5) 付帯施設等整備 (荒廃竹林整備)</u>  <u>荒廃竹林整備 (除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。)の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。</u>            (6) <u>特定機能回復事業 (森林緊急造成)</u> について            人工造林、樹下植栽等、下刈り、除伐、付帯施設等整備、森林作業道整備を補助対象とする。            (7) [省略]</p>	<p style="text-align: center;">高知県造林事業実施基準</p> <p>[省略]</p> <p>1 事業の内容            (1)～(14) [省略]  <u>[新設]</u></p> <p>(15) [省略]            (16) [省略]</p> <p>2 補助事業の採択要件            [省略]            (1)～(3) [省略]            (4) 付帯施設 (鳥獣害防止施設等)            ア <u>植栽と同一年度に鳥獣害防護ネットを設置する場合 (植栽に付帯の場合)</u>  <u>植栽とセットで森林環境保全整備事業計画等に計画されている場合であって、近隣の森林において鹿等の食害が発生又は食害の被害が予想される場合に実施すること。</u></p> <p>イ <u>植栽の前年度に鳥獣害防護ネットを設置する場合 (植栽に付帯の場合)</u>  <u>植栽の補助申請と同時に手続きを行うこと。</u>  <u>また、アの要件に順ずること。</u></p> <p>ウ 除伐又は間伐等の付帯施設として設置する場合            [省略]  <u>[新設]</u></p> <p>(5) <u>特定森林再生事業 (森林緊急造成)</u> について            人工造林、樹下植栽等、下刈り、除伐、付帯施設等整備、森林作業道整備を補助対象とする。            (6) [省略]</p>

3 [省略]

(附則)

[省略]

この実施基準は、令和7年5月30日から施行する。ただし、国の令和6年度事業については、従前の例によるものとする。

3 [省略]

(附則)

[省略]

[新設]

(別 紙)

(1) 人工造林・樹下植栽等 実施基準

1 [省略]

2 事業区分

① 地拵え

「地拵え有り」、「地拵え無し」及び「機械地拵え(グラップル)」の3区分とする。  
全木集材を行った皆伐跡地や複層林施業などで、植栽地点を中心に60cm四方の地被表物の除去を行った程度の整理に関しては地拵え無しを適用する。また、特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)で行う人工造林に伴い実施する地拵えに関しては、機械地拵え(グラップル)を適用するものとする。

② 植栽本数

下記のとおりとする。ただし、スギ又はヒノキの植栽を含むことのできる経費は、1ha当たり2,750本以下の本数による植栽によるものとする。なお、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。

ただし、令和7年度第1- 四半期(後期)で補助金の交付申請を行う事業については、従前の植栽本数を適用する。

ア～ク [省略]

3 [省略]

(2)～(5) [省略]

(別 紙)

(1) 人工造林・樹下植栽等 実施基準

1 [省略]

2 事業区分

① 地拵え

「地拵え有り」及び「地拵え無し」の2区分とする。  
全木集材を行った皆伐跡地や複層林施業などで、植栽地点を中心に60cm四方の地被表物の除去を行った程度の整理に関しては地拵え無しを適用する。

② 植栽本数

下記のとおりとする。ただし、令和6年度第1- 四半期(後期)で補助金の交付申請を行う事業については、従前の植栽本数を適用する。

ア～ク [省略]

3 [省略]

(2)～(5) [省略]

(6) 除伐保育間伐・間伐実施基準

1 [省略]

2 事業区分

下記のとおりとする。ただし、令和7年度第1- 四半期（後期）で補助金の交付申請を行う事業については、従前の区分を適用する。

ア～エ [省略]

オ 間伐

[省略]

カ 間伐 (20%)

造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不良木の伐採を主体として不用木及び不良木を、立木本数の20%以上伐採するとともに、施業地外へ搬出集積する施業で搬出材積に応じて下記のとおり区分する。

(ア) 間伐1

搬出材積が1ha当たり20m3以上40m3未満であるもの。

(イ) 間伐2

搬出材積が1ha当たり40m3以上であるもの。

3 事業の実施方法

①～③ [省略]

④ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒しないこと。また、伐倒木がこうした区域に転落しないよう処置すること。

⑤ [省略]

[削除]

4 [省略]

ア～エ [省略]

オ 間伐1から9及び間伐(20%) 1から2は、11年生から60年生までの林分又は森林経営計画等に基づいて行うものであって市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分において行う施業とする。

ただし、民有林収穫表における残存本数（3等地）を、おおむね5割上回る森林（別添1）についてはこの限りではない。

(6) 除伐保育間伐・間伐実施基準

1 [省略]

2 事業区分

下記のとおりとする。ただし、令和6年度第1- 四半期（後期）で補助金の交付申請を行う事業については、従前の区分を適用する。

ア～エ [省略]

オ 間伐

[省略]

[新設]

3 事業の実施方法

①～③ [省略]

④ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒しないこと。

⑤ [省略]

⑥ 選木は、伐倒する立木が判別できるようマーキングする選木作業を伐倒とは別途に行うものとし、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。

4 [省略]

ア～エ [省略]

オ 間伐1から9は、11年生から60年生までの林分又は森林経営計画等に基づいて行うものであって市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分において行う施業とする。

ただし、民有林収穫表における残存本数（3等地）を、おおむね5割上回る森林（別添1）についてはこの限りではない。

(7) ~ (10) [省略]

(別添1) [省略]

(7) ~ (10) [省略]

(別添1) [省略]